

掲載内容

……(続き)

第7章

葬儀をめぐるトラブル

- 第1 葬祭業者と遺族間のトラブル**
- 冠婚葬祭互助会規約を解約したが、支払済金額は一切返還しないと言われた
 - 遺体の搬送だけを葬儀社に依頼したい
 - 生前葬儀契約はリスクの大きい契約と言われた
 - 「葬儀一式料金」とは葬儀に必要な全ての費用を含むものではないと言われた
- 第2 遺族間のトラブル**
- 内縁の末の葬儀で親主を務めたい
 - 葬儀費用は共同相続人全員で負担すべきと言われた
 - 受け取った香典を喪主が強引に占めてしまった
 - 通夜を省略する「一日葬」をやめさせたい
 - 亡き姉が身分不相応の大規模な葬式を友人に依頼していた

第8章

墓地をめぐるトラブル

- 第1 納骨**
- 夫の遺骨を狭い墓(カポート)に納めたくない
 - 「返骨サービス」を始めたい
 - 檀家から、納骨時に必要な火葬許可証を紛失してしまつたと言われた
 - 生活未達者なので、実家の墓に入りたい
 - ペットの遺骨を母と同じ墓に入れたい
- 第2 管理**
- 寺の敷地内にある墓石が、近くにある木の根のせいで割れてしまった
 - 墓地使用者から「隣接の墓地区画から墓石等が崩れてきて困っている」と苦情が来た
 - 法要を行わない檀家に対して墓の使用を禁止したい
 - 寺に一時的に預けた骨壺をなかなか取りに来ない
 - 夜中に何者かのいたずらで墓石が倒されたのだが、檀家から寺の管理責任を迫られ修理費用まで請求された
 - 骨壺の整理の態に就いて取り違えてしまい、どの檀家の骨壺が区別がなくなってしまう
 - 天災で墓地の区画が不明瞭となり、隣接する檀家同士で争いになってしまった

- 檀家が自己の墓地区画内に寺院の宗派にそぐわないのほりを設置したため、他の檀家から苦情がきてしまった
 - 墓地使用規則を作成して、既存の墓地使用者にも適用したい
- 第3 改葬**
- 様々なトラブルから葬儀させた檀家の墓を撤去したいが、撤去に応じてもらえない
 - 「葬じまい」をしたという檀家が撤去料を支払ってくれない
 - 撤去し直して打ち立てていた檀家の墓地を無断で撤去したところ、無断撤去は違法であると言われた
- 第4 その他**
- 相続争いが発生した一部の相続人から遺骨の分骨や返還を請求され、また墓地管理費用を払うと申出があった
 - 墓地販売時に、誤って二重に販売してしまった
 - 墓地販売時の不備を理由に永代葬料、墓石費用の返還を求められた
 - かつて離縁した檀家(異宗教)の遺骨の埋葬を拒みたい

索引

- ◆事項索引 ◆判例年次索引

◆内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対して発行される追加(修正)版をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その程度、新しい書籍を購入する必要がありません。●改正に当たらない部分はそのまま利用できますので、資料保護に役立つ環境にも配慮しています。●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをつけられます。

内容見本 (B5判縮小)

第8章 墓地をめぐるトラブル

○墓地使用規則を作成して、既存の墓地使用者にも適用したい

事例
当寺では、墓地使用規則を設けていなかったのですが、金銭面のことや管理のことをはっきり取り決めずにはいけないかと考えております。そこで、新しい墓地使用規則を作成したいと考えております。

使用規則を従前の墓地使用者にも適用したいです



自筆の原案

使用規則の内容は、これまで慣習で受け継がれてきた葬儀費用と立派な墓石のルールや参拝のルールを定めることとなりますが、作成前に既利用していた墓地使用者に対して、規則の内容の効果及び及ぶのが知望しいです。



専門家の解説

原則は、各使用者の同意が必要ですが

墓地の使用において、墓地使用人と寺院(宗教法人)は一時的な契約関係があると考えられるので、その関係内容を定める墓地使用規則を作成しな

第8章 墓地をめぐるトラブル

いった事項について定めるもので、上記契約の契約内容を定めるもので、既利用のルールについては、寺側が定めることも墓地使用人と寺院の間で共通される慣習などによって見られるケースも多かったのですが、時間の経過により、寺と不明瞭になり、トラブルは発生することも懸念されます。そのようになり、寺側が今まで明確な墓地使用規則を定めておけば、この場合は大きく改善されます。

このように、寺側が事前に明確な墓地使用規則を定めておけば、このように問題が生前労働者から「墓地使用規則が不明瞭」といわれるのが発生しなくなり、問題も軽減され、これに寺側が同意すると思われず。

もちろん、この上での内容で規則を作成しなればならないというもので、また、寺側のそれ以外の事情や慣習等に応じて内容変更の追加や修正も行うことになる場合があります。具体的な規定の作成等については弁護士等の専門家のアドバイスを仰ぐことをお勧めしますが、その際として寺側がルールや慣習があるかを確認し、整理することは重要で

○墓地使用規則(内容)

1 目的

第1条 本規則は、宗教法人(以下「寺院」という。)の役員及び寺務員(以下「役員」という。)の役員及び寺務員に關し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを旨とする。

第2条 本規則は、次に掲げる事項の範囲で「知り」という。1. 墓地使用人と寺院との関係は、次に掲げる事項の範囲で「知り」という。2. 墓地使用人と寺院との関係は、次に掲げる事項の範囲で「知り」という。3. 墓地使用人と寺院との関係は、次に掲げる事項の範囲で「知り」という。

2 使用者は、終身又は定期使用料を定め、その内容に同意するものとす

事例式

寺院・墓地トラブル解決の手引

寺院と檀家などの間で生じる
さまざまなトラブルをこの1冊で解決!!

監修 宗教学会 理事長 大石 眞 (京都大学名誉教授)
編集 宗教学制研究会 代表世話人 善家 幸敏 (愛知学院大学名誉教授)

◆多種多様なトラブル事例が満載!
寺院の代表役員、檀家や宗派とのトラブルをはじめ、寺院活動、財産管理、葬儀・墓地をめぐるトラブルなど、さまざまなトラブル事例を掲載しています。

◆解決方法がわかる!
トラブルへの対応方法(落とし所)や関連する法律知識をわかりやすく解説し、さらに文例や寺院規則も適宜掲載するなど、解決に導くための有用な情報が凝縮されています。

◆信頼できる確かな内容!
長年にわたり寺院からの相談に応じてきた宗教学制研究会の弁護士、大学教授等が執筆する確かな内容です。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁800頁
本体価格 8,231円+税 送料別費

■加除式書籍は、今後発行の追加(代金別添)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3409925号)

0120-089-339 受付時間/9:00-17:00 (土・日・祝日を除く)
http://www.sn-hokl.co.jp
新日本法規 Web で検索
E-mail: elgyo@sn-hokl.co.jp

おかげさまで70年 新日本法規出版

公式Facebookページ 法律出版社ならではの情報を発信

この取組は環境にやさしい「環境配慮型印刷」を採用しています。

新日本法規出版株式会社
本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目2番20号
編集センター 〒162-2407 東京都新宿区西谷北2丁目8番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番地
仙台支社 〒981-8155 仙台市東区旭川1丁目48番地の2
東京支社 〒162-2407 東京都新宿区市谷砂土2丁目6番地
関東支社 〒357-8507 さいたま市見沼区南町244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目2番21号
大阪支社 〒590-0037 大阪府中央区南船場2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区紙本町3番22号
高松支社 〒760-8538 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-0003 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2017.8) 6434 (巻)